

総務教育常任委員会資料

(令和3年4月21日)

〔件名〕

- ・ Society 5.0 推進計画の策定について 【情報政策課】・・・2
- ・ 本県の業務におけるLINE利用等に係る対応について
【情報政策課】・・・5
- ・ 鳥取県・米子市新体育館整備基本計画の策定について
【資産活用推進課】・・・6
- ・ 「第5回鳥取県人権意識調査」の結果について
【人権・同和対策課】・・・7
- ・ 企画展「鳥取大火の初公開写真」の開催について 【公文書館】・・・8
- ・ 鳥取県史ブックレット22「因幡の麒麟獅子舞」の刊行について
【公文書館】・・・9

総 務 部

Society 5.0 推進計画の策定について

令和3年4月21日
情報政策課

AI、IoT等の最先端ICTやデータの積極的な利活用を通じ、県民が豊かさを実感できる鳥取県の実情にあった鳥取県版Society 5.0の実現を目指す「鳥取県情報技術活用推進計画～Society 5.0推進計画～」を本年4月2日に策定しました。

今後、知事を本部長とする部局横断組織「鳥取県Society 5.0推進本部」において、取組状況について進捗管理を行うほか、最新デジタル技術の進化状況や新型コロナウイルス感染拡大状況、国のデジタル化に向けた動向、県民ニーズ等にも注視しながら、適時、計画内容の見直しや拡充を行います。

引き続き、各分野の関係団体や市町村等とも円滑に連携しながら、鳥取県版Society 5.0の実現を目指します。

1 計画の柱

(1) 地域活性化の推進（AIやIoT等のデジタル技術を活用した地域課題の解決）

・AI（※1）やIoT（※2）等のデジタル技術を活用した幅広い産業の生産性向上や高付加価値化、オンライン技術を活用したテレワーク整備等を含む新たな働く場の創出や遠隔医療等、幅広い分野で有効な取組を推進する。

(2) 県庁DXの推進（行政手続オンライン提供原則化、AI・RPAによる定型業務の効率化）

・申請・届出など行政手続のオンライン化を原則とする等、県民の利便性を向上させる。
・AIやRPA（※3）を活用した定型作業の自動化、オンライン会議の活用推進等により、庁内業務の効率化を図る。
・県庁DX（※4）の推進に向けた職員人材の育成、情報システム共同化の推進、地理空間情報の高度活用により、本県におけるデジタル化を更に加速させる。

2 計画の期間

令和3年度から令和6年度までの4年間

※鳥取県Society 5.0推進本部において、進捗管理しながら随時見直しを行います。

3 対象分野

農林水産分野、産業振興・働き方分野、観光・文化振興分野、医療・福祉・健康分野、暮らし分野、県庁DX

4 計画の主な内容

(1) 農林水産分野

ア 目指す効果

農林水産物の品質・生産量の向上、作業の省力化、コスト削減の推進 など

イ 想定される取組例

ドローン等を活用した作業の省力化 など

(2) 産業振興・働き方分野

ア 目指す効果

新たな需要を獲得する新たなビジネスモデル創出、柔軟な働き方の実現 など

イ 想定される取組例

・小規模事業者等のデジタル化の取組モデルの創出及び類型化による生産性の向上

・AI、IoT、5G等の先端ICTを活用した実装モデルの創出 など

(3) 暮らし分野

ア 目指す効果

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境の実現、多様な関係人口の拡大による地域活性化の実現 など

イ 想定される取組例

コネクテッドカー（※5）を活用した新しい行政サービスの提供 など

(4) 県庁DX

ア 目指す効果

県民利便性の向上、仕事の質・成果の向上

イ 想定される取組例

AI、RPAによる定型作業自動化の取組の拡充、行政手続の原則オンライン化 など

※1 人工知能のこと。 ※2 様々な物がインターネットにつながること。

※3 これまで人が行っていたパソコン上の定型作業をソフトで自動化する技術・仕組みのこと。

※4 デジタル技術を活用し、従来からの価値観や枠組みを転換するイノベーションのこと。

※5 インターネットへの常時接続機能を具備した自動車のこと。

1 計画の全体構成

<p>1 基本的事項 (1) 計画の目的 (2) 鳥取県が目指す Society 5.0 (3) 計画の位置付け (4) 計画の期間 (5) 計画の推進体制</p> <p>2 現状及び課題 (1) コロナ禍がもたらした新しい価値観による社会変化 (2) 直面する本県の主な課題 (3) ICT (※1) に係る現状と動向 (4) ICT 及びデータ利活用に係る課題</p>	<p>3 取組の基本方針 (1) AI (※2)・IoT (※3) 等のデジタル技術を活用した地域活性化の推進 (2) 県庁 DX (デジタル・トランスフォーメーション) (※4) の推進 (3) デジタル社会に向けて取り組むべき共通事項</p> <p>4 情報技術活用の推進に係る個別施策 ※3の「取組の基本方針」の具体的な施策を記載予定</p>
---	--

2 計画の内容

(1) 鳥取県における Society5.0 に向けた取組のコンセプト

- ① 近年の急速なデジタル技術の進化やコロナ禍などの社会情勢の変化に加え、人口減少、少子高齢化や、地域における人と人との繋がりなど、本県の強みや弱みを考慮した、鳥取県版の Society5.0 社会を目指す。
- ② 未来技術の活用に拘ることなく、既に技術的に確立している ICT 技術の有効活用も視野に、従来からの価値観や枠組みの転換を含む DX (デジタル・トランスフォーメーション) を積極的に検討・推進する。

(2) 計画の位置付け

官民データ活用推進基本法第9条により、都道府県に策定が義務付けられた「都道府県官民データ活用推進計画」として位置付ける。(あわせて令和2年12月に国が策定した「自治体DX推進計画」に対応する本県計画としても位置付ける。)

(3) 計画期間

令和3年度から令和6年度までの4年間 (必要に応じて、計画の見直しを行う。)

※第2期「鳥取県令和新時代創生戦略」(計画期間：令和2年度～令和6年度) と整合性を確保する

(4) 進捗管理

鳥取県 Society5.0 推進本部において適宜進捗管理を行う。(必要により時点修正等を行う。)

(5) 取組の基本方針 (抜粋)

取組の基本方針として、目指す効果と目指す効果を実現するために想定される取組例を掲載する。

ア 「(1) AI・IoT等のデジタル技術を活用した地域活性化の推進」

分野	目指す効果	想定される取組例
農林水産	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物の品質、生産量の向上 ・作業の省力化、コスト削減の推進 ・熟練の技術、ノウハウの伝承 	(最新技術を活用したスマート農林水産業の推進) ・自動運転技術、ドローン等を活用した作業の自動化・省力化 ・IoT センサー等を用いた効率的な情報収集やAI等を用いた効果的な情報分析によるデータ活用の効率化 ・スマートグラス (※5) 等を活用した技術、ノウハウの集積と可視化 (熟練者の経験・技術を次世代へ)
働き方 産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・業務効率化や付加価値向上等による県内産業の成長 ・新たな需要を獲得する新たなビジネスモデルの創出 ・柔軟な働き方の実現 ・デジタル専門人材の育成 	・AI、IoT、5G(ローカル5G (※6))、ロボティクス (※7) 等を活用した生産性の向上や効率化 ・オープンデータ (※8) 及びビッグデータ (※9) を活用した新商品や新サービスの創出 ・新商品・サービスの試行、研究に向けた民産官学連携の取組の拡大 ・感染症の大規模拡大や災害時におけるテレワーク等による柔軟な働き方の推進 ・デジタル専門人材育成のためのプログラムの充実
観光 文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外からの観光客の増加、観光地の魅力向上 ・文化・芸術を体験・鑑賞できる新たな環境の実現 	・ビッグデータ等を活用した観光戦略立案の効率化 ・AR (※10)、VR (※11) 等を活用した新たなサービスの提供 ・SNS (※12) 等を用いた多様で魅力ある情報発信の強化

・健康 ・医療 ・福祉	・自宅等からサービスが受けられる環境の実現 ・従事者の負担軽減とサービスの質の維持・向上 ・健康寿命の延伸	・オンライン技術を活用した遠隔医療・介護等環境の整備 ・IoT センサー等を活用した高齢者等の見守りの効率化・省力化 ・オンライン技術を活用した健康教育、アプリやウェアラブル端末（※13）等を活用した健康管理の推進
暮らし	・住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境の実現 ・県内への移住・定住の促進	・コネクテッドカー（※14）を活用した新しい行政サービスの提供 ・MaaS（※15）等を活用した生活を支える地域交通インフラの維持、県民の利便性の向上 ・SNS 等を活用した魅力発信の強化 ・サテライトオフィスやワーケーション環境の整備 ・AI、IoT センサー、ドローン等を活用した公共インフラの維持管理の効率化 ・IoT 技術を活用した再生可能エネルギー由来の電力利用の拡大
減災 ・防災	・大規模災害への備え ・感染症の大規模な感染拡大への備え	・IoT センサーやドローン等を活用した自然災害時の迅速な状況把握と対応の強化 ・SNS 等を活用した県民への迅速な情報発信の強化 ・シミュレーションによる防災・減災の強化
学校教育	・子供たち一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習の提供の実現 ・子供たち一人一人の学習・生活状況の把握の深化 ・安心・安全な ICT 活用に向けた子どもの頃からの教育	・各種 ICT ツールを活用した次世代型教育の推進 ・システム等の活用による子供たち個々人の学習履歴や学習状況の的確な把握 ・サイバー空間において被害者や加害者にならないための ICT リテラシー（※16）教育の推進

イ 「(2) 県庁DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進」

目指す効果	想定される取組例
・県民利便性（県民サービス）の向上 ・仕事の質・成果の向上、行政コストの削減	・行政手続きオンライン提供（電子収納提供）の原則化 ・添付ファイルの削減による行政手続き負担の軽減 ・AI・RPA（※17）による定型作業自動化の取組の拡充 ・職員のテレワーク環境拡充による業務の継続環境の構築 ・自治体の枠を超えた情報システムの標準化・共通化取組の拡充 ・自治体情報セキュリティ対策の強化 ・オンライン会議システムの活用によるコミュニケーション（会議等）の効率化 ・マイナンバー活用拡大による庁内業務の効率化 ・県庁 DX 推進に向けた職員人材の育成や体制の整備

ウ 「(3) デジタル社会に向けて取り組むべき共通事項」

目指す効果	想定される取組例
・データ利活用の拡大 ・デジタルデバイド（※18）の解消 ・デジタル活用人材の確保・拡大 ・情報セキュリティリテラシーの向上	・様々な情報のオープンデータ化、ビッグデータ化の拡大 ・光ファイバ網や5G 等高速移動通信基盤等の提供エリア拡大 ・デジタル活用人材の育成に向けた各種研修等の拡充 ・デジタル社会に対応する情報セキュリティ対策に係る普及啓発

- ※1 情報通信技術のこと。 ※2 人工知能のこと。 ※3 様々な物がインターネットにつながる事。
 ※4 デジタル技術を活用し、従来からの価値観や枠組みを転換するイノベーションのこと。
 ※5 メガネのような形状のウェアラブル端末のこと。
 ※6 企業や自治体が自ら局所的な5Gシステムを構築し、プライベートネットワークなどとして導入・利用可能な「自営の5G」のこと。
 ※7 ロボット(人の代わりに作業を行う装置)に関する学問や研究のこと。
 ※8 地域課題の解決や経済活性化を目的として地方公共団体等が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう形で公開されたデータのこと。
 ※9 デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、また、スマートフォンやセンサー等IoT関連機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータのこと。
 ※10 一般的に「拡張現実」と訳され、実在する風景に特定の情報を重ねて表示する技術のこと。
 ※11 「仮想現実」と訳され、仮想的な世界をあたかも現実のように体験できる技術のこと。
 ※12 登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
 ※13 腕や頭部などの身体に装着して利用するICT端末のこと。
 ※14 インターネットへの常時接続機能を具備した自動車のこと。
 ※15 バス・タクシー・電車など様々な交通手段をICT(情報通信技術)の活用により一つの統合されたサービスとしてとらえる概念、またはその統合されたサービスそのもののこと。
 ※16 物事を正確に理解し、活用できること。
 ※17 これまで人が行っていたパソコン上の定型作業をソフトで自動化する技術・仕組みのこと。
 ※18 情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

本県の業務におけるLINE利用等に係る対応について

令和3年4月21日
情報政策課

LINE株式会社が提供するコミュニケーションアプリ「LINE」における国内ユーザーデータの日本国外での取扱いに関する報道及び国の動向を受け、3月23日から一時停止していたLINEサービスの利用について、個人情報等の管理上の懸念が無い一部のLINE利用について、4月15日に再開しました。

なお、機密性を要する情報を含むLINEサービスについては、引き続き利用を停止することとし、今後、国が示すガイドラインを参考にして、利用可否の判断を行います。

1 利用を再開するLINEサービス（12件）

- ・県が情報発信を目的として利用するLINEサービス

〔例：鳥取県-新型コロナ対策パーソナルサポート(コロナ感染拡大防止対策に係る情報等を発信)
：鳥取県消費生活センター(消費者トラブルに関する情報提供、注意情報等に係る情報発信)等〕

2 引き続き、利用を一時停止しているLINEサービス（47件）

- ・相談業務等に利用するLINEサービス

〔例：とっとりSNS相談(若者の悩み相談等)
：職員間や職員と関係機関との業務上の情報共有等〕

【参考1：LINE利用状況に係る実態調査結果】

(1) 鳥取県

区 分	総 数	利用内訳		備 考
		住民向け利用	業務利用	
機密性を要する情報有り	46	5	41	
機密性を要する情報無し	13	13(※)	—	
合 計	59	18	41	

(※) 住民向け利用13件の内、12件について、今回再開

(2) 市町村

ア 利用団体

9市町村(鳥取市、米子市、倉吉市、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町)

※いずれの市町村も機密性を要する情報の取扱いはなし。

イ 未利用団体

10市町(境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、日野町、江府町)

【参考2：機密性を要する情報とは】

公表・公開することを想定しない情報等であり、権限を有する特定の者のみが行うことができる情報等。

鳥取県・米子市新体育館整備基本計画の策定について

令和3年4月21日
資産活用推進課

鳥取県及び米子市が共同で整備を計画している鳥取県・米子市新体育館について、「鳥取県・米子市新体育館整備基本計画」を策定しましたので、概要を報告します。

1 基本コンセプト

- ①年齢や障がいの有無を問わず誰もがスポーツに親しみ健康づくりに役立つ施設
- ②スポーツをはじめとした交流人口の拡大を通じた地域活性化に資する施設
- ③安心・安全なまちづくりに貢献する施設

2 新体育館の整備場所

東山公園内（現米子市民体育館、補助グラウンド所在エリア）

3 主な施設構成と機能

区分	想定面積	機能（必須とする内容）
メインアリーナ	2,750㎡	・ハンドボール2面、バスケットボール3面、バレーボール4面、テニス4面、バドミントン14面 ・観客席：2,000～3,000席程度 ・米子産業体育館の商業利用の機能移管にも配慮
サブアリーナ	1,360㎡	・バスケットボール2面、バレーボール2面、テニス2面、バドミントン8面 ・サブアリーナ単体でも大会が開催できる規模
武道場	800㎡	・柔道場・剣道場各1面（各20m×20m） ・柔道場と剣道場を独立した作りとし、双方の競技実施に支障の出ない施設
駐車場	設計時に検討	・新体育館供用開始時点で施設周辺に、可能な範囲で大会開催や日常的な利用に必要な平面駐車スペース ・障がい者や高齢者の利用に配慮したハートフル駐車場については、必要な台数を確保するとともに、施設入口まで移動しやすい場所に設置
防災機能	設計時に検討	・メインアリーナは災害時の物資集積拠点としても活用できるよう、10tトラックが直接搬入できる進入路を確保 ・災害の種類によっては、避難所としても活用できるよう、非常用発電装置を設置し、電力供給が断たれた場合にも一定の間、施設利用が可能に

4 事業手法

今後、PPP/PFI※手法の導入についての導入可能性調査において、事業手法を決定していくため、県・市においてその予算を検討しているところ。また、適正な駐車場管理の実施など、新体育館だけでなく、他の体育施設も併せて一体的に管理することが効率的であるかどうかについても、導入可能性調査において検討する。

※PPP…Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

PFI…Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。

5 概算事業費

区分	想定金額	考え方
新体育館整備費	約60億円	・地質調査、設計監理、建設（可動式客席を含む）、外構工事 ※上記を全て含めて約50万円/㎡とし、全体面積を10,000～11,000㎡で試算（物価上昇等に伴う変動を除く）
維持管理費	現在の県立米子産業体育館と同程度の面積当たり維持管理費をベースに、延床面積増を勘案し検討 【参考】県立米子産業体育館の維持管理費：約6,500万円/年（県指定管理料 約3,300万円/年）	

6 今後のスケジュール

- 令和3年度 PPP/PFI手法導入可能性調査の実施
- 令和4年度 実施方針案を策定
- 令和5年度 整備事業者の公募・契約
- 令和8年度 新体育館竣工・供用開始
- 令和9年度以降 県立米子産業体育館、市営武道館の廃止

「第5回鳥取県人権意識調査」の結果について

令和3年4月21日
人権・同和対策課

県内に暮らす全ての方々の人権に対する意識を明らかにし、今後の人権施策を効果的に推進するため実施した「第5回鳥取県人権意識調査」について、このたび集計結果がまとまりましたので、その概要を報告します。

なお、本調査の設問、集計方法等については人権尊重の社会づくり協議会委員の中に設置した「人権意識調査実施検討小委員会」において検討し、分析については統計学の専門家から助言をいただきました。

※「人権意識調査実施検討小委員会」（荒益正信会長他4名） R1.7月～R2.11月 4回実施
「統計学・行政施策専門家による助言」（小野達也鳥取大学地域学部教授） R1,7月～R3.2月 随時

1 調査の概要

- (1) 調査対象 鳥取県内在住の16歳以上の者 3,000名(抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出法)
- (2) 調査客体 (1)により抽出した者に送付した調査票に関し、宛先又は移転先不明等により返送された調査票を除いた2,984名
- (3) 調査時期 令和2年5月
- (4) 有効回答数 1,414名(回収率 47.4% (1,414/2,984))

2 今回の調査のポイント

今回の調査では、県民の人権に関する認識や人権侵害の経験の有無、差別意識などの実態を把握するとともに、人権意識や行動、教育・啓発等の関係を分析するため、調査項目について、前回調査（平成26年5月実施）から大幅に変更した。

この調査結果に基づいた、クロス集計等による分析から見えてきた差別等の実態や人権意識、態度、行動等の関係を、今後の啓発等の取組の課題として確認することとしている。

3 主な調査結果概要

＜差別等の実態＞

- 職場（学校）での嫌がらせやいじめ、差別待遇（不平等・不利益な取扱い）やプライバシーの侵害など、日常生活の中で様々な人権侵害が発生している。
- 地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動などの「部落差別」が、依然として存在している。
- インターネット、ハンセン病、障がい者などの人権問題の認識は比較的高く、性的マイノリティに関しても、理解が進んできている。一方で、女性や子ども、高齢者、外国人の人権の認識が不足している。
- 同和問題（部落差別）の現実や「身元調査」の問題性などが正しく理解されていない。

＜同和問題（部落差別）に関する調査から見えてくるもの＞

- 同和問題（部落差別）をはじめて知ったきっかけが「学校の授業で教わった」場合は、「父母や家族から聞いた」場合に比べ、正しい知識・態度が身につけている傾向がある。しかし、その後の社会生活を送る中で、偏見（差別行動を正当化する意識）を意識的あるいは無意識的に学習してしまう可能性もある。
- 同和問題（部落差別）についての知識があることは、同和問題（部落差別）の解消への意欲や態度、実践行動力につながる。
- 同和地区（被差別部落）やその住民との関わりは、同和問題（部落差別）についての正しい認識や人権意識を高めることと強く関係しており、交流の機会や、地域課題の解決に向けて協力して活動する取組も重要である。

＜様々な人権問題に関する共通の課題等＞

- 個人レベルの意欲や態度だけでは実践行動が起こせない問題もある。
- 人権問題を正しく理解するためには、冊子やパンフレットを活用したり、定期的に講演会や研修会等に参加することが重要であるため、そのきっかけをつくるための広報の仕方について工夫する必要がある。
- 企業や事業主等に、人権に関する研修や啓発の取組の充実を働きかける必要がある。

4 今後の予定

調査結果から見えてきた課題への対応については、引き続き同和問題や新型コロナウイルス感染症をはじめとするあらゆる差別や人権問題に対する相談体制の充実や正しい知識の普及啓発等により取り組むとともに、今年度改訂予定の「第4次鳥取県人権施策基本方針」に反映させる。

企画展「鳥取大火の初公開写真」の開催について

令和3年4月21日
公文書館

公文書館では、鳥取大火の記録を次の世代に継承するため、大火発生の4月17日にあわせ、下記のとおり鳥取大火の企画展を開催中です。今年は、平成31（2019）年4月に当館に寄贈された大火関係写真135点の中から、初公開の写真を中心に25点を展示します。

1 会期 4月13日（火）～4月28日（水） 午前9時から午後5時まで
【会期中は無休】 ※入場無料

2 場所 公文書館1階展示コーナー（鳥取市尚徳町101）

3 主催 公文書館

4 展示資料

（1）富士銀行（現在の旧島根銀行付近）から撮影したパノラマ写真 （初公開）

（2）大火残存建物「^{こっけい}国警ビル」（智頭橋北詰め）を捉えた写真 （初公開）

※これらの写真は、鳥取火災復興事務所に勤務していた元県職員の手元にあったもので、平成31年4月、当時開催中の企画展を報道で知った関係者を通じて、当館に寄贈されたものです。

（3）鳥取大火延焼図

（4）鳥取大火に関する公文書の綴り

<参考>

1 鳥取大火に係る近年の展示

- ・令和2年度 公文書館ホームページでのウェブ展示「鳥取大火2020」
- ・平成31年度「鳥取大火の新収蔵写真」
- ・平成30年度「小学生が体験した鳥取大火」
- ・平成29年度「鳥取大火の写真展」

2 鳥取大火の概要

昭和27（1952）年4月17日午後2時55分頃、鳥取市吉方の市営動源温泉付近から出火。同日は、フェーン現象による強い南風が吹いていたため、火は瞬く間に燃え広がり、旧市街地の3分の2が焼失した。鎮火は、火災発生から約12時間後の翌18日午前3時頃。火災発生の原因は諸説あり、2カ月に及ぶ捜査が行われ、1千人以上の関係者が取り調べを受けたが、出火原因の特定には至らなかった。

鳥取県史ブックレット22「因幡の麒麟獅子舞」の刊行について

令和3年4月21日
公文書館

このたび、公文書館では、「ふるさと鳥取歴史情報活用推進事業」の一環として、鳥取県の特色ある歴史・民俗の調査研究の成果を県民の皆様にわかりやすく紹介することを目的に、以下の書籍を刊行しました。

1 書籍の名称及び体裁・内容

書名 鳥取県史ブックレット22『因幡の麒麟獅子舞』
著者 原島 知子（鳥取県地域づくり推進部文化政策課係長）
体裁 A5判・本文105頁
内容 鳥取県東部から兵庫県北東部にかけての多くの地域では、神社の祭礼等で中国の想像上の霊獣である「麒麟（きりん）」を思わせる獅子頭を用いた「麒麟獅子舞」が舞われています。本書は麒麟獅子舞の特徴や成立・伝播の歴史、地域社会との関わりについて、最新の調査研究成果をもとに、わかりやすく解説しています。

2 頒布開始日 4月19日（月）

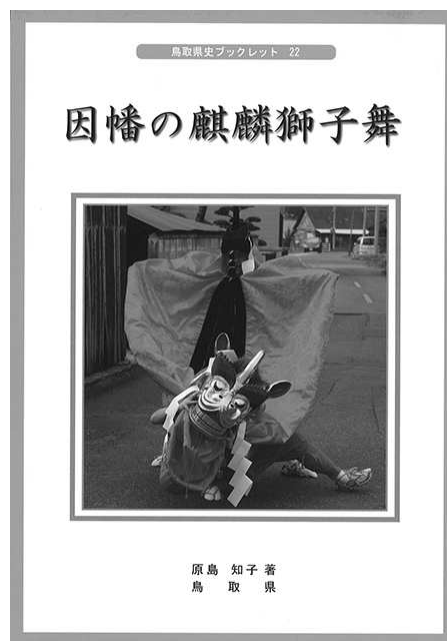
3 頒布価格 500円

4 頒布窓口・頒布方法

*以下の窓口で販売します。

- ・県内各書店
- ・県立公文書館
- ・県庁県民参画協働課（鳥取県庁本庁舎1階）
- ・八頭県土整備事務所建設総務課
- ・中部・西部各総合事務所県民福祉局
- ・日野振興センター日野振興局
- ・鳥取県立博物館
- ・鳥取市歴史博物館、因幡万葉歴史館

*県外の方や窓口での購入が困難な方には、当館から直接配送させていただきます。（公文書館ホームページから申込みいただけます。クレジットカード支払いも可能です。）



鳥取県史ブックレット22の表紙

5 今後の取組

鳥取県史ブックレット23『因幡・伯耆の古墳時代（仮題）』を令和3年秋頃に刊行予定。

※ふるさと鳥取歴史情報活用推進事業について

新鳥取県史編さん事業（平成18～31年度）の成果や収集した歴史資料等を有効に活用するため、関係機関と連携しながら、ふるさと教育や市町村事業への支援、収集資料の公開や成果物の刊行、講演等による成果の県民への還元や県内外への情報発信を行い、郷土の歴史文化を担う人材育成や県民のふるさと鳥取へ対する愛着や誇りの醸成を図るとともに、県の施策や魅力ある地域づくりに活用できる研究を行っています。